

7 敷地内の通路（政令第16条、条例第22条関係）

政 令	条 例
<p>第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p>	
<p>一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	
<p>二 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>	
<p>三 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>	<p>第二十二条 令第十六条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。</p>

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (政令第16条) (条例第22条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路がある部分	—
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12を超え 又は高さ16cmを超え かつ 1/20を超える傾斜部分)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		

〔解説〕

○建築物の外構における通路を「敷地内の通路」として規定。対象となる敷地内の通路は次のとおりとする。なお、基準の考え方等は、廊下等・階段・傾斜路（P23～P31）を参照。

建築物の用途	基準適合の対象となる敷地内の通路
特別特定建築物	不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する敷地内の通路
条例 11 条で追加する特定建築物	多数の者が利用する敷地内の通路

【参考】敷地内の通路に設ける傾斜路の勾配・高さ、手すりの関係

高さ \ 勾配	勾配		
	1/20以下	1/20より大きく、 1/12以下	1/12より大きい
16cm以下	手すり：任意	手すり：任意	手すり：必要
16cmより大きい	手すり：任意	手すり：必要	手すり：必要

参考

〔法逐条解説〕 政令第16条：P44（解説なし）

〔建築設計標準〕 2. 1 敷地内の通路：P2-44～P2-56